

議案第 77 号

瑞穂町印鑑条例及び瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機により各種証明書の交付を開始することに伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町印鑑条例及び瑞穂町手数料条例の一部を改正する条例

(瑞穂町印鑑条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町印鑑条例（昭和 60 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 6 号中「第 7 条第 1 号」を「第 7 条第 1 項第 1 号」に改める。

第 23 条を第 24 条とし、第 19 条から第 22 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明の請求等)

第 19 条 前 2 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項

に規定する個人番号カードをいう。)を使用して多機能端末機(瑞穂町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明の請求をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

- 2 前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号とする。

(瑞穂町手数料条例の一部改正)

第2条 瑞穂町手数料条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、多機能端末機(瑞穂町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により交付したものに係る手数料については、適用しない。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町印鑑条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第13条 略 (印鑑登録の抹消)</p> <p>第14条 略 (1)から(5) 略 (6)外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)、又は登録されている印鑑が<u>第7条第1項第1号</u>に該当したとき。 (7) 略</p> <p>第15条から第18条 略 (<u>多機能端末機による印鑑登録証明の請求等</u>)</p> <p>第19条 <u>前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)を使用して多機能端末機(瑞穂町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)に自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明の請求をし、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、多機能端末機に入力する暗証番号は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号とする。</u></p> <p>第20条 略</p>	<p>第1条から第13条 略 (印鑑登録の抹消)</p> <p>第14条 略 (1)から(5) 略 (6)外国人住民にあつては、法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)、又は登録されている印鑑が<u>第7条第1号</u>に該当したとき。 (7) 略</p> <p>第15条から第18条 略</p> <p>第19条 略</p>

第21条 略

第22条 略

第23条 略

第24条 略

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。

第20条 略

第21条 略

第22条 略

第23条 略

第2条による改正

瑞穂町手数料条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第5条 略 (免除)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 前項の規定は、多機能端末機(瑞穂町の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により交付したものに係る手数料については、適用しない。</u></p> <p>(免除申請)</p> <p>第7条 <u>前条第1項</u>の規定により手数料の免除を受けようとする者は、住所、氏名、免除対象手数料及び免除理由を記載した書類等により町長に申請しなければならない。ただし、法令等により免除申請を必要としないものについてはこの限りではない。</p> <p>第8条及び第9条 略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和5年2月1日から施行する。</p>	<p>第1条から第5条 略 (免除)</p> <p>第6条 略</p> <p>(免除申請)</p> <p>第7条 <u>前条</u>の規定により手数料の免除を受けようとする者は、住所、氏名、免除対象手数料及び免除理由を記載した書類等により町長に申請しなければならない。ただし、法令等により免除申請を必要としないものについてはこの限りではない。</p> <p>第8条及び第9条 略</p>